

別記資料

入札説明書の3の(6)に係る「種類及び規模をほぼ同じくする契約」について

「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、日常清掃（特別清掃・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。）床面積（※）が1,336㎡以上の建物に係る清掃業務委託契約であって、6箇月以上継続したものとする。

※ 日常清掃床面積について

- ・ 建物屋内の日常清掃床面積は、原則として契約書の写しで確認する。
- ・ 契約書の写しに記載されていない場合や委託業務履行証明書による場合は、建物屋内の日常清掃床面積が確認できる仕様書等を添付すること。ただし、官公庁の建物の場合は、委託業務履行証明書のみで可とし、確認できる仕様書等の添付は不要とする。
- ・ 建物屋内の日常清掃床面積は、建物延床面積ではないので、不動産登記簿等の面積の添付書類は不可である。
- ・ 建物屋内とは、玄関ホール、廊下、エレベーターホール、便所及び洗面所、湯沸室、エレベーター、階段、事務室、会議室など建物内部のことである。
- ・ 日常清掃とは、1日単位の短い周期（1週間のうち3日以上）で日常的に行う清掃である。
- ・ 駐車場、玄関周り、犬走り、構内通路、喫煙スペース、屋上広場の建物屋外の清掃は、対象外である。
- ・ 定期清掃とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃で、対象外である。
- ・ 特別清掃とは、ガラス清掃、会議室清掃など年に数回、特別に行う清掃で、対象外である。
- ・ 清掃業務以外の複数業務が合算した契約の場合、公告に掲げる同種の清掃業務の建物屋内の日常清掃床面積を対象とする。
- ・ 単位は、清掃対象数量面積の㎡とし、小数点以下の端数は切り捨てる。
- ・ 建物内部の清掃床面積の算出は、原則として壁芯寸法で算出し、柱型、家具及び什器等の面積は差し引かない。